|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

**溶接士技能認証試験申請書**

一般社団法人　日本溶接協会

技術基準・認証委員会　御中

申請番号

西暦　　　年　　月　　日

申請者住所

申　請　者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

原子炉等規制法に基づく溶接士技能認証試験基準 （原子力施設）（**WES 8210-1**：2025）の規定により，次のとおり溶接士技能の認証を受けたいので申請します。申請に当たり，認証に係わる要求事項を遵守し，認証に必要な全ての情報を提供することに同意致します。

|  |  |
| --- | --- |
| 溶接施工工場の名称 及び所在地 |  |
| 試験を受けようとする溶接士の氏名及び技能確認事項の区分 |  |
| 適用法令及び技術基準など | □原子炉等規制法　第16条の3  加工施設の技術基準に関する規則の解釈 （制定：令和 2年 2月 5日　原規規発第 2002054 号-1 原子力規制委員会決定）  □原子炉等規制法　第28条  試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈 （制定：令和 2年 2月 5日　原規規発第 2002054 号-2 原子力規制委員会決定）  □原子炉等規制法　第43条の3の11  □実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 （制定：平成25年 6月19日　原規技発第1306194号 原子力規制委員会決定） （JSME S NB1 □2007　□2012/2013）  □研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 （制定：平成25年 6月19日　原管P発第1306193号 原子力規制委員会決定）  □原子炉等規制法　第43条の9  使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈 （制定：令和 2年 2月 5日　原規規発第 2002054 号-3 原子力規制委員会決定）  □原子炉等規制法　第46条 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 （制定：令和 2年 2月 5日　原規規発第 2002054 号-4 原子力規制委員会決定）  □原子炉等規制法　第51条の8  特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈 （制定：令和 2年 2月 5日　原規規発第 2002054 号-5 原子力規制委員会決定）  □原子炉等規制法　第55条の2  使用施設等の技術基準に関する規則の解釈 （制定：令和 2年 2月 5日　原規規発第 2002054 号-6 原子力規制委員会決定） |
| 適用する認証基準 | 原子炉等規制法に基づく溶接士技能認証試験基準（原子力施設）（**WES 8210-1**：2025） |
| 評価を受けようとする検査項目 | □試験内容確認  □材料検査，開先検査，溶接作業検査，外観検査，刻印移し替え  □機械試験  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 試験予定  年月日及び場所 |  |
| 溶接士の作業開始予定時期 |  |
| 連絡先 |  |